

郡山市教育委員会
事務点検・評価報告書
(平成19年度分)

平成21年3月
郡山市教育委員会

平成19年6月に、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」の一部が改正され、教育委員会において、毎年、教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行状況について、点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を議会に提出するとともに、公表することが規定されました。

本市におきましても、各執行機関で実施している事務事業について行政評価を行い、公表していたところではありますが、教育委員会として、今まで以上に効果的な教育行政の推進を図り、市民の皆様に対しての説明責任を果たしていくため、郡山市総合教育基本計画に掲げる目標について点検及び評価を行うとともに、学識経験者の知見を活用して本報告書を作成いたしました。

◆地方教育行政の組織及び運営に関する法律（抜粋）

第27条 教育委員会は、毎年、その権限に属する事務（前条第1項の規定により教育長に委任された事務その他教育長の権限に属する事務（同条第3項の規定により事務局職員等に委任された事務を含む。）を含む。）の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに、公表しなければならない。

2 教育委員会は、前項の点検及び評価を行うに当たっては、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図るものとする。

郡山市教育委員会委員名簿（平成19年度在籍）

職名	氏名
委員長	作田陽子
委員長職務代理者	菊池清子
委員	齊藤久之丞
委員	石田宏壽
教育長	木村孝雄

郡山市教育委員会事務点検評価委員会委員名簿

（敬称略）

職名	氏名
委員長	圓谷博
委員	澁谷薫
委員	嶋崎マサ子
委員	春山秀城

目 次

1	はじめに	1
2	教育委員会会議の開催状況	2
3	教育委員会会議の審議状況	2
4	教育委員会会議以外の活動状況	5
5	基本目標の点検、評価	6

資料

点検評価票	20
-------------	----

1 はじめに

(1) 趣旨

近年、教育を取り巻く環境は、家庭、地域社会の教育力の低下、規範意識の欠如、学ぶ意欲の低下など、様々な問題が生じるなか、刻一刻と変化しており、従来の教育体制のままでは対処できない状況にあります。

これらを受け、国において、平成18年12月に教育基本法の全部が改正されるとともに、教育委員会の活性化や責任体制の明確化などを目的として、地方教育行政の組織及び運営に関する法律、学校教育法など、いわゆる教育三法が改正されました。

本市においても、郡山市第五次総合計画、郡山市総合教育基本計画を策定し、教育に関する諸問題に対応するため、様々な施策を展開し、教育行政の推進に努めてきました。

しかし、行政の活動は、業務の多忙化等により、予算執行の結果について検証しないという危険に陥りやすい傾向にあります。

本市教育委員会においては、平成19年度の教育委員会の諸活動を振り返り、教育委員会が行う事務の結果責任、説明責任を全うするため、郡山市第五次総合計画、郡山市総合教育基本計画で設定した目標の進捗状況を点検、評価し、責任体制の明確化、教育活動の透明性の向上を図ることとしました。

本報告書は、学識経験者の意見を聞き、教育委員会が点検、評価をした結果をまとめたものであり、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第27条の規定に基づいて作成したものであります。

(2) 点検、評価の対象

教育分野における本市の将来目標とその実現に向けた基本指針である「郡山市総合教育基本計画」における重点的な取り組みである基本目標を施策（事務）としてとらえ、その平成19年度実施分を点検、評価の対象としています。

(3) 点検、評価の方法

ア 基本目標の達成状況を明らかにするとともに、課題等を分析し、今後の方向性を示します。

イ 基本目標の達成状況、課題、今後の方向性等について、客観性を確保するため、教育に関し学識経験を有する方々の知見を聴取します。

2 教育委員会会議の開催状況

教育委員会会議については、原則として、毎月第3火曜日に「教育委員会定例会」を開催するとともに、必要があるときには、臨時会を開催しています。

平成19年度は、合計で17回開催しました。

教育委員会会議においては、議案、報告案が審議されるほか、教育委員会で開催する事業の案内なども報告されています。

- (1) 教育委員会定例会 …………… 12回
- (2) 教育委員会臨時会 …………… 5回

3 教育委員会会議の審議状況

地方教育行政の組織及び運営に関する法律や郡山市教育委員会教育長事務委任規則の規定に基づき、平成19年度は、議案45件、承認報告案2件について審議しました。

(1) 平成19年度教育委員会議案

番号	提出月日	件名	可否決の別	可否決の月日
1	平成19年 4月17日	平成19年度6月補正予算について	可決	平成19年 4月17日
2	5月31日	郡山市教育委員会各審議会等委員の委嘱について	可決	5月31日
3	5月31日	郡山市教育委員会教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部改正について	可決	5月31日
4	6月27日	郡山市教育委員会教育長の給料月額について	可決	6月27日
5	7月17日	郡山市立学校通学区の指定の諮問について	可決	7月17日
6	7月17日	郡山市学校教育審議会委員の任命について	可決	7月17日
7	8月23日	平成19年度9月補正予算について	可決	8月23日
8	8月23日	郡山市学齢児童生徒の就学すべき学校の指定に関する規則の一部改正について	可決	8月23日
9	8月23日	専決処分事項の報告について	可決	8月23日
10	9月21日	郡山市教育委員会委員長職務代理者の指定について	可決	9月21日
11	9月21日	郡山市文化施設条例施行規則及び郡山市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例施行規則の一部改正について	可決	9月21日
12	9月21日	平成19年度郡山市文化功労賞受賞候補者の諮問について	可決	9月21日

13	10月11日	郡山市教育委員会委員定数条例の制定について	可決	10月11日
14	10月11日	平成19年度郡山市文化功労賞受賞予定者の決定について	可決	10月11日
15	10月11日	平成19年度郡山市教育功労者等表彰受賞者の決定について	可決	10月11日
16	11月1日	郡山市教育委員会職員の人事異動について	可決	11月1日
17	11月1日	郡山市教育委員会職員の併任について	可決	11月1日
18	11月20日	郡山市立公民館条例の一部改正について	可決	11月20日
19	11月20日	郡山市図書館条例の一部改正について	可決	11月20日
20	11月20日	西部体育館等の指定管理者の指定について	可決	11月20日
21	11月20日	平成19年度12月補正予算について	可決	11月20日
22	11月20日	郡山市立学校の休校の諮問について	可決	11月20日
23	11月20日	郡山市立学校通学区域の変更の諮問について	可決	11月20日
24	12月19日	郡山市立学校の休校について	可決	12月19日
25	12月19日	郡山市指定天然記念物の指定解除の諮問について	可決	12月19日
26	12月19日	専決処分の承認を求めることについて	可決	12月19日
27	平成20年 1月15日	郡山市立小学校及び中学校条例の一部改正について	可決	平成20年 1月15日
28	1月15日	平成19年度3月補正予算について	可決	1月15日
29	1月15日	平成20年度当初予算について	可決	1月15日
30	1月15日	専決処分の承認を求めることについて	可決	1月15日
31	2月14日	音楽都市宣言に関し議決を求めることについて	可決	2月14日
32	2月15日	郡山市開成山野球場整備基金条例の制定について	可決	2月15日
33	2月15日	郡山市教育財産管理規則の一部改正について	可決	2月15日
34	2月15日	郡山市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例施行規則の一部改正について	可決	2月15日
35	2月15日	郡山市学齢児童生徒の就学すべき学校の指定に関する規則の一部改正について	可決	2月15日
36	2月15日	郡山市女性教育施設条例施行規則及び郡山市女性教育施設運営委員会規則の廃止について	可決	2月15日
37	2月15日	郡山市少年湖畔の村条例施行規則の一部改正について	可決	2月15日
38	2月15日	郡山市勤労青少年ホーム条例施行規則の一部改正について	可決	2月15日
39	2月15日	郡山市指定天然記念物の指定解除について	可決	2月15日

40	3月13日	郡山市立小学校及び中学校の校長の人事異動の内申について	可決	3月13日
41	3月19日	郡山市教育委員会職員の人事異動について	可決	3月19日
42	3月25日	郡山市教育委員会事務局等組織規則の一部改正について	可決	3月25日
43	3月25日	郡山市教育委員会教育長事務委任規則の一部改正について	可決	3月25日
44	3月25日	郡山市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則の制定について	可決	3月25日
45	3月25日	郡山市図書館条例施行規則の一部改正について	可決	3月25日

(2)平成19年度教育委員会承認報告事項

番号	提出月日	件名
1	平成19年 5月21日	平成19年度6月補正予算について
2	平成20年 2月15日	平成20年度当初予算について

4 教育委員会会議以外の活動状況

教育委員会委員は、教育委員会会議への出席のほか、市議会への出席、学校訪問、各種研修、各種行事等について、次のとおり参加しました。

(1) 市議会 28回 (定例会27回、臨時会1回)

(2) 学校訪問 1回

(3) 各種会議、研修 7回

管内各市町村教育委員会委員長・教育長合同会議
県中地区教育委員長・教育長代表者会議
県市町村教育委員会連絡協議会理事会2回
県市町村教育委員会連絡協議会定期総会
東北六県市町村教育委員会連合会委員・教育長研修会
行政視察研修 (京都市)

(4) 各種行事等 6回

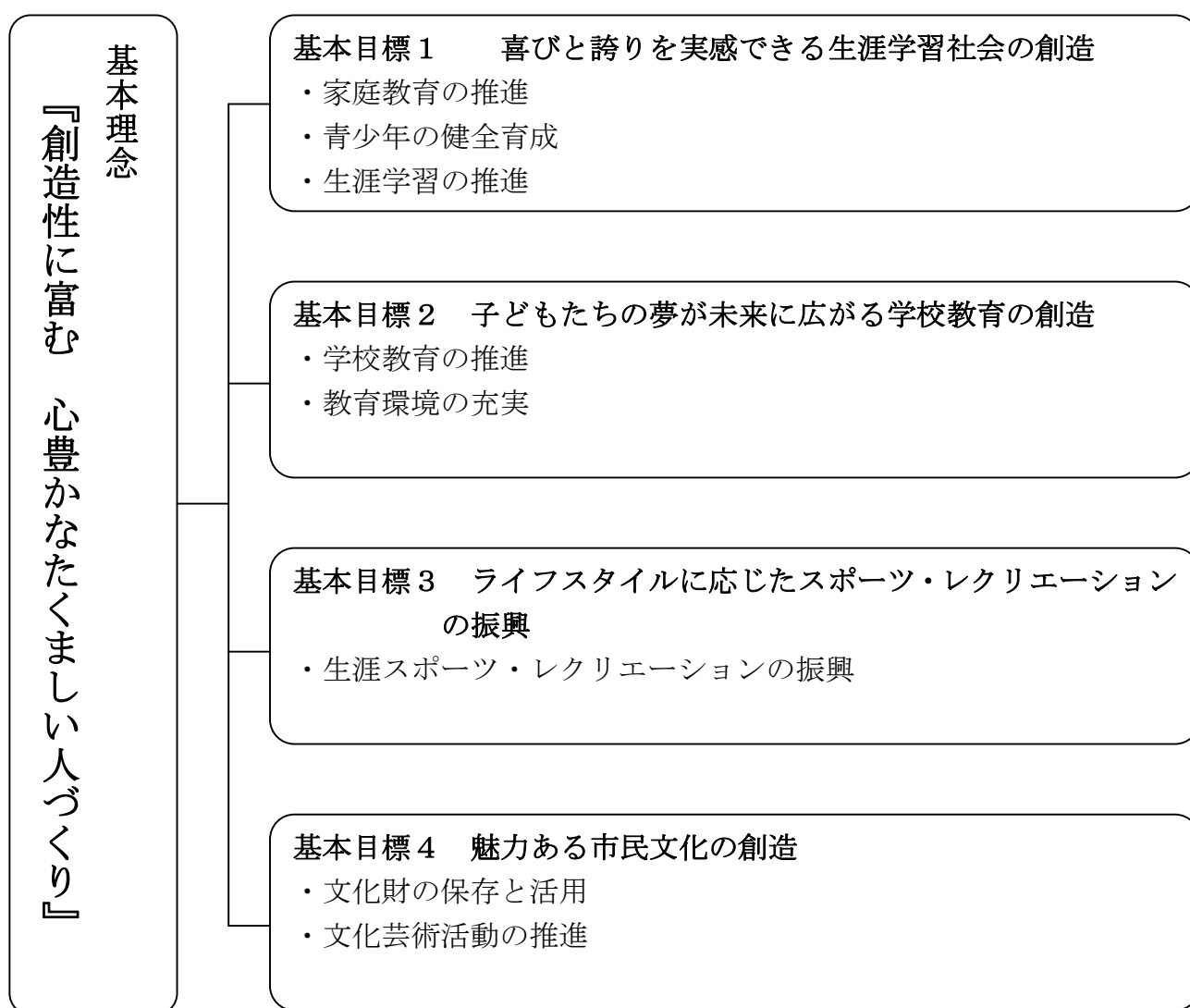
新規採用職員辞令交付式
こどもまつり
郡山市特別・自治功労表彰式
郡山市文化功労賞等表彰式
永年勤続功労表彰式及び永年勤続職員表彰式
成人のつどい

5 基本目標の点検、評価

本市教育委員会では、平成17年4月から『創造性に富む 心豊かなたくましい人づくり』を基本理念として、「郡山市総合教育基本計画」をスタートさせてきました。

郡山市総合教育基本計画は、平成17年度から平成21年度までの5年間の計画で、4つの基本目標を定め、事務事業の重点化を図りながら、教育行政を推進しています。

本報告書では、郡山市総合教育基本計画における計画期間の中間にあたる平成19年度の基本目標について点検、評価を行うとともに、主要事務事業について、今後の課題、課題に対する取組み案等をまとめました。



《基本目標 1 喜びと誇りを実感できる生涯学習社会の創造》の点検、評価

○ 基本目標の重点的取組みの視点

- I 新しい時代に対応した生涯学習推進体制の整備・充実
- II 市民のライフステージに応じた生涯学習活動の支援・強化
- III 社会教育施設を拠点とした市民の主体的な地域活動の推進
- IV 家庭、学校、地域の連携協力による青少年の健全育成の推進

1 主要事務事業

(1) 家庭教育の推進

家庭教育は、すべての教育の出発点であり、家庭は常に子どものよりどころとなるものですが、近年の核家族化や地域との結びつきの希薄化等により、子育てに不安を抱える保護者が増加しており、子育てや幼児教育支援事業等のニーズが高まっています。

教育委員会では、家庭教育の推進を図るため、主に次の事業に取り組みました。

事務事業名	内 容
家庭教育充実事業	子どもたちの健全な人格形成や子どもたちを取り巻く環境の改善を促進するため、幼児から中学生までの子どもを持つ保護者等を対象に家庭教育の学習機会を提供する。
子育てファイト支援事業	健康診査時に職員が診査会場に出向き、育児不安やストレスを抱えたまま孤立している若い保護者に、育児相談・教育相談・子育て力向上のための助言等を行うとともに、発達障がい等の早期発見を図る。
就学時不安解消セミナー	小学校就学前の5歳、6歳児とその保護者に対し、各小学校で行う就学時健康診断時に、悩みや不安を抱えている保護者に軽度発達障がい等に精通する専門医によるセミナー及び相談を実施する。
親子ふれあい自然体験事業	小学校低学年の児童及び保護者に対し、福島が誇る自然を、自然保護指導員の説明のもと、自然の歴史や、植物、昆虫、小動物等の説明を受け、自然の大切さを親子で学ぶ。
家庭教育ふれあい推進事業	子育て経験豊富で地域活動等の実績ある人材により、就園前の子どもとその保護者に対し、子育て講演会、参加者参画型運営広場等の不安軽減の場を提供する。

(2) 青少年の健全育成

次代を担う子どもたちが健全でたくましい心を持つためには、そうした心が様々な人々との交流や地域社会における体験等を通して育まれることから、学校教育や家庭教育だけでなく、多様な学習の場や機会の提供が必要です。

教育委員会では、青少年の健全育成を図るため、主に次の事業に取り組みました。

事務事業名	内 容
郡山市こどもまつり	青少年健全育成の意識高揚を図るため、関係団体と連携し、5月5日のこどもの日にこどもまつりを開催する。
教養講座開催事業	学習を通じ、何事にもチャレンジする精神を養うとともに、仲間づくりやグループの活動の楽しさを学習させることにより、人とのふれあいを通じて交流を図るため、市内に在住、在勤する勤労青少年に対し、各種講座を開催する。

(3) 生涯学習の推進

市民の価値観が多様化し、学習意欲もますます高まっていることから、いつでも、どこでも、自由に機会を選択して学習できる生涯学習社会の構築が求められています。

教育委員会では、生涯学習の推進を図るため、主に次の事業に取り組みました。

事務事業名	内 容
公民館建設事業	地域の生涯学習拠点施設であり、社会教育を推進する場である公民館施設を整備することにより、施設機能の充実と利用者の利便性向上を図る。同時に、地域住民の利便性向上のため、規模に応じ、行政センター等との複合化を図り、行政のワンストップサービスを推進する。
生涯学習支援事業	生涯学習機会の充実を図るため、市民が技能や知識等を生かし、達人先生として登録する「生涯学習きらめきバンク」による情報提供や市職員が講師としてどこへでも出向き、市政情報を伝える「きらめき出前講座」を実施する。
パソコンセミナー	高度情報化の現在、中高年層やパソコン学習機会に恵まれなかった方へ市民IT使用能力向上のため、ワープロ、表計算、インターネットの使用方法など、学習の機会を提供する。
地域に根ざした学習充実事業	地域の実情に応じた地域づくりを促進するため、地区・地域公民館において、各地域における地域的課題の解消と地域の特性を生かした講座を開設する。
図書館業務電算事業	中央図書館を核に地域図書館、分館のオンライン化を進め、いつでも どこでも だれでも 利用できる、地域住民により身近な図書館としてサービスの向上を図るとともに、インターネットを活用したサービスの充実に努めるため、蔵書のデータベース化やコンピュータによる図書館システムの導入、インターネットを活用して効率的にサービスを行う。

2 主要事務事業の達成状況

- (1) 各学校や地域の実情に応じて内容の充実を図るとともに、報道機関等を通じた積極的な広報活動の結果、ほぼ計画どおり事業を実施することができました。
- (2) 親子のふれあいや新成人の応援イベントの開催、各種青少年健全育成団体への支援、子どもたちの安全・安心な居場所の設置などにより、青少年の健全育成に貢献することができました。
- (3) 生涯学習の推進に関する事業は、おおむね計画どおり実施できましたが、中央公民館の「地区・地域公民館の定期講座開催事業」や中央図書館の「図書館業務電算事業」など、計画以上進捗したものもありました。

3 主要事務事業の今後の課題

- (1) 核家族化の進行や地域との結びつきの希薄化等により、子育てに対する保護者の悩みや不安も多様化すると考えられることから、それらに対応した細やかな事業の展開が求められます。
- (2) 少子化の進行や青少年を取り巻く環境の変化に伴い、青少年を対象とした各種事業の参加者確保が課題となっています。
- (3) 市民の多様化する生涯学習ニーズに対応した情報提供や魅力ある事業の企画等が課題となっています。

4 主要事務事業の今後の課題に対する取組み案

- (1) 開催日時や場所等、参加しやすい環境づくりをする。また、食育等の新しいテーマを取り入れ、魅力ある講座を設定する。
- (2) 魅力ある企画や参加しやすい日程など、事業内容の充実を図るとともに、事業の体系整理も検討する。勤労青少年ホームについては、施設の存在と事業を広くPRする。
- (3) 市民参画による講座の検討など、市民参画の視点に立った事業展開を行うとともに、PR等情報発信に努める。

5 郡山市事務点検評価委員会の意見

- 参加が難しい勤労青少年の参加者を増やすための方策を検討する必要がある。
- 部活をやっていないような中学生や高校生の居場所づくりについて検討する必要がある。

6 教育委員会の評価

全体としては、計画どおり進捗しており、現在のとおり継続すべきと考えます。詳細については、次のとおりです。

I 新しい時代に対応した生涯学習推進体制の整備・充実の視点から

指導者の育成、活用を図り、生涯学習に関する情報提供と学習相談の充実を図るとともに、公民館や図書館など老朽化した社会教育施設の整備、充実を図りました。

Ⅱ 市民のライフステージに応じた生涯学習活動の支援・強化の視点から

市民の学習活動へ適切な対応ができるよう生涯学習活動の実態や学習ニーズを把握し、多様な学習内容と学習機会の提供に努めました。また、市政きらめき出前講座の充実等、自主的な学習活動の促進を図りました。ただし、勤労青少年の教養講座については、受講者が減少傾向にあるため、PR方法を含め、事業運営方法について、見直しを図るところがありました。

Ⅲ 社会教育施設を拠点とした市民の主体的な地域活動の推進の視点から

幼児期から高齢期までの各期に応じた学習内容の充実を図るとともに、地域の連帯意識を高め、コミュニティ形成を推進するための各種事業を実施しました。また、社会教育団体への指導、助言、支援をすることにより、地域活動の活性化を図りました。

Ⅳ 家庭、学校、地域の連携協力による青少年の健全育成の推進の視点から

家庭教育に関する事業の内容を充実するとともに、子育てネットワークづくりの推進、子育て支援者の育成、活用を図るなど、地域で子どもを育てる環境づくりに努めました。また、青少年団体の支援、ジュニアリーダーの育成、青少年の体験活動、交流活動の充実のほか、街頭補導の強化を図るなど青少年の健全育成の推進に努めました。ただし、就学時不安解消セミナー等について、効果的な事業運営を図るため、手段の見直し等を検討すべきところがありました。

《基本目標 2 子どもたちの夢が未来に広がる学校教育の創造》の点検、評価

- 基本目標の重点的取組みの視点
 - I どの子も思う存分学べる環境づくり
 - II 時代を拓く特色ある学校づくりと特色ある教育活動の推進
 - III わかる授業の実現による「確かな学力」の育成
 - IV 体験活動や相談活動の充実による「豊かな心」の育成
 - V 教職員研修の充実による指導力の向上と教育指導体制の充実
 - VI 新しい教育に対応した施設・設備と教育施設の充実・活用

1 主要事務事業

(1) 学校教育の推進

国際化や情報化、少子高齢化の進展によって、市民の価値観が多様化し様々な問題や変化が生じている状況にあって、心身ともに健康で、確かな学力を身につけた児童生徒を育成するために、地域に開かれた信頼される学校教育が求められています。

教育委員会では、学校教育の推進を図るため、主に次の事業に取り組みました。

事務事業名	内 容
奨学資金給与事業	教育の機会均等を図り、有為な人材の育成に寄与するため、進学の意味及び能力を有しながら、経済的理由により高等学校や高等専門学校への就学が困難と認められる生徒に対して、進学学校の正規の就学期間、奨学資金を給与する。
小中学校英語教育特区推進事業	小学校1年時から英語教育を教科として位置づけ、小中9年間を見通した英語教育を展開するとともに、語学指導外国人を各小中学校に派遣することで、英語による実践的コミュニケーション能力の育成を図り、併せて国際教育の推進を図る。
小中学校特別支援教育派遣事業	小中学校の障がいの重い自閉症児や知的障害児が在籍する特別支援学級やADHD、肢体不自由児等の学習指導の向上を図るため、特別支援教育補助員を配置するとともに、個に応じたきめこまかな指導や不登校や生徒指導など個別対応が求められる生徒の増加に伴い、生徒指導の問題点の早期解決を図るため、学校生活支援員を配置する。
水と緑の学校音楽振興事業	「水と緑の学校音楽指導員」を中心に、市内小・中・高校の指導者の連携を図るとともに、児童生徒の表現力や音楽性の向上、豊かな感性を育成するために、直接児童生徒の指導に当たる教職員の研修を行い、更なる指導力の向上を図る。

スクールカウンセラー配置事業	教職員、関係機関が連携しながら、不登校をはじめとする様々な悩みや問題行動を改善し、学校生活への適応を支援するため、市内中学校全校及び大規模小学校等へスクールカウンセラーを配置する。
----------------	--

(2) 教育環境の充実

少子化が進行し、児童生徒の学習環境も地域間で変化していますが、どの地域の児童生徒も学校教育により将来において能力が発揮できる力を身につけられる環境づくりが重要です。

教育委員会では、教育環境の充実を図るため、主に次の事業に取り組みました。

事務事業名	内 容
複式学級解消事業	2つの学年を併せた児童数が県教育委員会の定める一定の基準以下の場合に、1つの学級として編制される複式学級がある該当小学校に非常勤講師を配置する。
スーパーティーチャー派遣事業	学習指導の充実を図るため、教科に精通している職員がいない学校にスーパーティーチャー（教科専門員）を派遣する。
児童生徒安全安心推進事業	不審者による児童生徒の被害事故の未然防止を図り、児童生徒の安全を確保するため、中学校ごとに地域の関係機関や関係団体の協力のもと「地域サポートチーム」を立ち上げるとともに、児童生徒へ防犯ブザーを配付し、被害事故の未然防止を図るとともに、保護者を含めた防犯意識の高揚を図っていく。
小中学校大規模改造事業	耐震性及び施設利用上の利便性を確保するため、昭和56年以前に建設された小中学校の校舎の耐震補強工事及び老朽化対策工事を行う。

2 主要事務事業の達成状況

(1) 全般に、ほぼ計画どおりに事業を進めることができた結果、子どもたちの夢が未来に広がる学校教育の創造を推進することができました。奨学資金給与事業については、制度がさらに有効に活用されるよう、周知方法など改善の余地がありました。

(2) 学校教育施設の大規模改修や耐震補強等のハード面での整備を図る一方、複式学級の解消やスーパーティーチャーの配置等、ソフト面を充実させることができ、ほぼ計画どおりに教育環境の整備を進めることができました。

3 主要事務事業の今後の課題

(1) 基礎学力の向上、障がいをもつ児童生徒へのきめ細かな支援、学校不適應やいじめ、虐待など児童生徒を取り巻く諸問題への相談体制の整備等が課題となっています。

(2) 現在の社会情勢から、小中学校の耐震化の促進や児童生徒の安全・安心の確保に対するニーズが特に高まっています。

4 主要事務事業の今後の課題に対する取組み案

(1) 教師の指導力向上に努めるとともに、児童生徒を精神面からサポートするため、本市独自の認定カウンセラーを養成し、小中学校への配置を進める。

(2) 地域で児童生徒を見守る体制づくりなど、地域との連携により事業を促進する。

5 郡山市事務点検評価委員会の意見

- 既存の奨学資金制度のPRについて、検討が必要である。
- 家庭環境の問題があつて成績が伸びない子どもに奨学金を支給するなど、新たな奨学資金制度の創出について、検討できないか。
- 子どもが夢を持てるような様々な経験を積んだ魅力ある大人と交流を図るなど、新たな事業の創出について、検討できないか。
- 不登校の子どもに対し、学校復帰するための効果的な対応はできないのか。
- 子ども達と向き合う時間を確保するため、教職員の多忙化を解消する取組みが必要である。

6 教育委員会の評価

全体としては、計画どおり進捗しており、現在のとおり継続すべきと考えます。詳細については、次のとおりです。

I どの子どもも思う存分学べる環境づくりの視点から

学びたいと思う子どもの教育環境を確保するためのスーパーティーチャー（教科専門員）派遣事業、複式学級解消事業、小中学校特別支援教育派遣事業などを計画どおり実施しました。

II 時代を拓く特色ある学校づくりと特色ある教育活動の推進の視点から

各地区の実情に応じた小中一貫教育の推進や語学指導外国人による英語教育の推進に努めました。また、体験的な郷土学習の補助資料を作成、配付し、文化施設や史跡の見学を行うなど、郷土を学ぶ体験学習を推進するとともに、地域の人材を教育活動に活用した特色ある教育活動の推進を図りました。さらに、学校運営に保護者、地域住民の参画を求め、地域に根ざした学校教育の充実に努めました。ただし、奨学資金給与事業については、効果的な事業運営を図るため、周知方法の見直し等を検討すべきところがありました。

III わかる授業の実現による「確かな学力」の育成の視点から

教科指導の充実に努めるなど、学力向上支援施策を推進するとともに、30人学級等少人数教育の充実に努めました。また、学習効果を高める教育用コンピュータ等の効果的な活用や研究推進協力校の主体的な研究実践を支援しました。

IV 体験活動や相談活動の充実による「豊かな心」の育成の視点から

倫理観や規範意識を高める指導の充実に努めるなど、道徳教育の充実に図るとともに、ボランティア活動など社会奉仕体験活動の推進に努めました。また、悩みや問題を抱える児童生徒の不安、問題解決への支援を行うなど、心の教育支援事業の推進を図りました。さらに、学校、地域、関係機関と連携して、少年サポートチーム等を結成して、迅速に問題を解決する体制の整備、充実に努めました。

V 教職員研修の充実による指導力の向上と教育指導体制の充実の視点から

教育研修センターにおける教職員の研修講座の充実に図るとともに、教育効果の向上と研究意欲を高めるための教職員の実践研究を奨励しました。また、学校の当面の課題について、解決に向けた指導援助にあたるため、学校訪問の充実をはじめ、指導資料集の作成、指導法研修会を実施しました。

VI 新しい教育に対応した施設・設備と教育施設の充実・活用の視点から

教育用コンピュータ及びコンピュータ周辺機器の整備、充実のほか、郡山の特色を生かした学習教材の作成などに努めました。また、施設整備を行う際には、児童生徒の健康に配慮するとともに、児童生徒への防犯ブザーの配付や地域、関係機関等との連携、協力による安全確保の整備等、校舎内外における防犯対策の充実に努めました。

《基本目標3 ライフスタイルに応じたスポーツ・レクリエーションの振興》の点検、評価

○ 基本目標の重点的取組みの視点

- I 生涯スポーツ社会の実現に向けたスポーツ環境の整備・充実
- II 学校体育・スポーツと健康教育の充実による「健やかな体」の育成
- III スポーツ交流の推進による市民スポーツの振興と競技力の向上
- IV 多様化する市民ニーズに対応したスポーツ施設の整備・活用

1 主要事務事業

(1) 生涯スポーツ・レクリエーションの振興

生活スタイルの多様化、週休二日制の普及、生活水準の向上、余暇時間の増大等に伴い、スポーツ・レクリエーション活動に対する関心が高まり、活発なスポーツ活動が行われるようになってきています。

教育委員会では、生涯スポーツ・レクリエーションの振興を図るため、主に次の事業に取り組みました。

事務事業名	内 容
スポーツ広場整備事業	市民にスポーツ・レクリエーションの場を提供するため、地域の実情や利用状況等を調査、研究し、行政区単位でのスポーツ広場の整備を図る。
開成山野球場整備事業	現在の開成山野球場を「青少年の夢が舞う開成山ベースボールパーク」を基本コンセプトに、大規模な大会の開催にも対応でき、災害時の避難拠点としての役割を兼ね備えた野球場をして、大規模にリニューアルする。
郡山シティーマラソン大会	マラソンを通し、市民スポーツ意識の高揚と市民の健康の維持増進を図るため、実行委員会に負担金を交付する。

2 主要事務事業の達成状況

郡山シティーマラソン大会は、年々大会参加者が増加しており、市民の間に定着しつつあります。その他の事業についてもおおむね計画どおりの達成状況であり、ライフスタイルに応じたスポーツ・レクリエーションの振興を図ることができました。

3 主要事務事業の今後の課題

中高年層を中心にスポーツ活動に対する関心が高まっているため、生涯を通じて気軽にスポーツ活動ができる環境の整備が必要です。

4 主要事務事業の今後の課題に対する取組み案

現在、開成山地区スポーツ施設の一体的整備に取り組んでおり、これら施設の整備と、誰もが気軽に参加できる総合型スポーツクラブの育成支援や、指導者の確保、育成を図る。

5 郡山市事務点検評価委員会の意見

- 会員（子ども）の獲得が難しい総合型スポーツクラブの運営について、今後どのような方向性で進めていくのか。

6 教育委員会の評価

全体としては、計画どおり進捗しており、現在のとおり継続すべきと考えます。詳細については、次のとおりです。

I 生涯スポーツ社会の実現に向けたスポーツ環境の整備・充実の視点から

スポーツ・レクリエーション指導者の確保など、生涯スポーツ社会の実現に向けたスポーツ環境の整備、充実をほぼ計画どおり実施しました。一方、総合型地域スポーツクラブの推進については、スポーツ少年団や学校部活動などにより、参加者の確保等は難しいところがあり、各クラブの活動活性化に向けた支援体制の見直し等が課題となっています。

II 学校体育・スポーツと健康教育の充実による「健やかな体」の育成の視点から

運動の楽しさが味わえる授業の工夫により、学校体育の授業の充実を図るとともに、心身ともに健康な児童生徒の育成のため、生活習慣の確立を図り、自己の生活習慣の改善ができる資質や能力の向上に努めました。また、学校医、保護者の協力と連携による保健指導の充実に努めるとともに、薬物乱用防止、性に関する指導のほか、安全でバランスの良い給食の提供や食に関する指導の充実に努めました。

III スポーツ交流の推進による市民スポーツの振興と競技力の向上の視点から

郡山シティーマラソン大会をはじめ各種大会等を開催するなど、市民スポーツの振興と競技力の向上を図るとともに、市民スポーツ教室等を開催し、スポーツ・レクリエーション活動の普及に努めました。また、地域スポーツリーダーや関係団体の育成、支援に努めました。さらに、体育関係団体との連携により各種競技大会の開催を通し、スポーツ親善交流の推進や競技力の向上に努めました。

IV 多様化する市民ニーズに対応したスポーツ施設の整備・活用の視点から

市民の関心、活動の多様化に対応し、既存の体育施設、設備の充実に努めるとともに、新たな施設の整備について調査研究を進めるなど、スポーツ・レクリエーション施設の整備、充実に努めました。また、既存の体育施設だけではなく、市立小、中学校の学校体育施設を開放するなど、体育施設の有効かつ効率的な活用に努めました。

《基本目標 4 魅力ある市民文化の創造》の点検、評価

- 基本目標の重点的取組みの視点
 - I 郷土理解の深化を図るための文化遺産の保存・活用
 - II 文化芸術の鑑賞・発表機会の拡充による市民文化の向上
 - III 市民文化活動推進のための文化施設の整備・活用

1 主要事務事業

(1) 文化財の保存と活用

本市には、古代のロマンを今に伝える大安場古墳、本市発展の礎となった安積開拓に係る遺産、さらに、柳橋歌舞伎などの民俗文化財など郷土が誇れる貴重な文化財が数多くあります。

教育委員会では、文化財の保存と活用を図るため、主に次の事業に取り組ましました。

事務事業名	内 容
指定文化財保護育成事業	指定文化財の保存と継承を図るため、指定重要無形民俗文化財や天然記念物等の指定文化財保存団体に対して、保存活動を支援するための奨励金を交付する。
大安場古墳史跡整備事業	大安場古墳群の保全を図り、郷土の歴史を学ぶ空間とするとともに、地域住民の福祉の向上を図るため、国指定史跡及び周辺地域を大安場古墳を核とした総合公園として整備する。
埋蔵文化財周知紹介事業	出土遺物の展示や市民の学習活動の支援を通して、郡山の古代から中世、近世の歴史、文化を周知、紹介する。また、埋蔵文化財包蔵地をGIS化し、包蔵地の的確な情報を提供する

(2) 文化芸術活動の推進

文化芸術振興基本法が施行されるなど、地域特性を生かした文化の振興が求められてきており、ソフト事業については、従来の鑑賞型事業に加え、市民参加型、発表型事業への市民ニーズが高まってきています。

教育委員会では、文化芸術活動の推進を図るため、主に次の事業に取り組ましました。

事務事業名	内 容
市民文化センター管理運営事業	市民に安定して発表、鑑賞の場を提供するとともに、多くの市民に多彩な文化芸術への参加機会を提供するため、施設の貸館及び文化芸術振興事業を実施する。
文化芸術振興事業	市民に優れた文化に触れる機会を継続的に提供することにより、次世代を担う青少年をはじめとした多くの市民に本市の地域特性である豊かな音楽文化等の継承を図るとともに、「音楽都市こおりや

	ま」を全国に向けて発信するため、積極的に音楽振興事業を実施する。併せて、市民の活発な芸術文化活動を支援するとともに、活動の成果を顕彰する。
美術館活動推進事業	優れた美術品に接する場と機会を提供するとともに、市民の美術に関する学習機会（美術講座等の開催、美術文化の情報提供）を提供する。

2 主要事務事業の達成状況

- (1) 国指定史跡の大安場古墳の復元を行い史跡公園として整備する「大安場古墳史跡整備事業」が計画どおり進捗したのをはじめ、伝統文化等の継承に関する事業も含め、文化財の保存と活用に関する事業をほぼ計画どおり実施できました。
- (2) 市民の自主的な文化芸術活動の推進を図るとともに、市立美術館や市民文化センターをはじめとして、ふれあい科学館やこおりやま文学の森資料館などの文化施設等を有効に活用し、文化芸術活動に関する事業も計画どおり進めることができました。

3 主要事務事業の今後の課題

- (1) 市民が郡山の歴史と文化の正しい理解を深めるためにも、将来的な文化財保護保存の取り組みが必要となっています。
- (2) 市民の文化活動は活況であり、その参加者数は、増加していますが、更に施策を推進するために事務事業を周知するなどの情報発信が必要となっています。

4 主要事務事業の今後の課題に対する取組み案

- (1) 文化財の保護保存の意識の高揚を図るため、情報等の提供をする。
- (2) 鑑賞・発表の機会を増やし参加者数の増加を図り、市民の参加しやすい環境を創るとともに、さまざまな機会をとらえた積極的なPRに努める。

5 郡山市事務点検評価委員会の意見

- 文化財の積極的PR、情報発信が必要である。
- 音楽堂、練習室の整備を推進する必要がある。
- ハードだけではなく、音楽コンクール、記念音楽祭など、ソフト事業も必要ではないか。

6 教育委員会の評価

全体としては、計画どおり進捗しており、現在のとおり継続すべきと考えます。詳細については、次のとおりです。

I 郷土理解の深化を図るための文化遺産の保存・活用の視点から

有形文化財は、保存に努め、無形文化財は、伝承者の発掘と育成に努めるととも

に、樹木等の天然記念物は、樹木医による定期診断を実施し、保存、管理を進めました。また、埋蔵文化財や古文書等の歴史資料の保存、活用並びに児童生徒の施設見学、郷土を学ぶ体験学習を通して文化財の保護思想の普及に努めました。一方、文化財や民俗資料の展示、歴史的建造物の紹介、埋蔵文化財の発掘調査成果について、インターネット等を活用して、情報提供を行いました。なじみがない方にも興味を持てるよう、今後さらに効果的なPRや情報発信について検討すべきところもありました。

Ⅱ 文化芸術の鑑賞・発表機会の拡充による市民文化の向上の視点から

美術館、市民文化センター等において各種文化振興事業を実施し、優れた文化芸術に触れる機会の拡充を図るとともに、音楽、舞踊、演劇等の多岐にわたる分野で、市民の自主的な文化活動の発表機会の充実に努めました。また、文化団体の支援に努めるとともに、市民参加型事業を通じて文化団体の育成に努めました。

Ⅲ 市民文化活動推進のための文化施設の整備・活用の視点から

多様化する市民ニーズに対応し、機能、役割が十分発揮できる施設、設備の充実に努めるとともに、文化活動の成果発表や練習を行うための施設整備について調査研究を進めるなど、施設、設備の整備と活用に努めました。また、文化施設における催事に関する情報など様々な情報をホームページ等により積極的に提供するなど市民の利便性の向上に努めました。